

生分解性マルチ緊急導入支援事業の概要について

令和7年2月12日
生産振興課

1 事業の目的

生分解性マルチは、土壌中にすき込むことで微生物によって分解されることから、農作物収穫後の回収作業や廃プラスチック処分が不要であり、環境負荷の低減とともに労働力の削減、それによる生産規模の拡大が期待できます。

そこで、農業生産の省力化と廃プラスチックの排出量の削減を図るため、生分解性マルチの導入に取り組む生産者団体等を支援します。

2 事業実施主体

生分解性マルチを新たに導入又は前年度に比べて取組拡大する次の団体等

- (1) 農業者の組織する団体
- (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会
- (3) 市町村が構成員に含まれる協議会
- (4) その他知事が認める団体

3 補助内容

補助対象経費	生分解性マルチの導入に係る経費 〔※ 「新たに導入する面積」又は「前年度に比べて取組拡大する面積」に係る生分解性マルチが対象 ※ すでに生分解性マルチを導入している面積は対象外 ※ 生分解性プラ識別表示制度によるマーク取得製品に限る〕
補助率	2 / 3 以内（消費税は補助対象外） ↳対象製品は日本バイオプラスチック協会ホームページで検索可能
補助金の上限額	「20,000 円/10a 以内」かつ「1 団体あたり 200 万円以内」
主な要件	原則として、生分解性マルチを「新たに導入する面積」又は「前年度に比べて取組拡大する面積」が概ね3 ha 以上であること

4 その他運用上の規程

事業執行	県直接採択事業（市町村予算の経由はなし）
事業着手	本事業で導入する生分解性マルチの <u>展張を開始した日</u>
事業完了	本事業で導入する生分解性マルチの <u>全面積の展張を完了した日</u>

5 留意点

予算額以上の要望があった場合には、

- ① 1 生産者あたりの補助対象面積を 50a 以内（補助金額 10 万円以内）とし、
- ② 本事業に新規に取り組む団体（生産者）を優先的に採択し、配分をしていく予定としています。そのため、補助率が 2/3 以内となる場合があります。